

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年9月5日（令和5年（行情）諮問第781号）

答申日：令和6年11月15日（令和6年度（行情）答申第603号）

事件名：雇用保険二事業に係る各種助成金の不正受給対応に係る特定通達等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年3月13日付け厚生労働省発職0313第7号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求申立ての理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求人は、雇用調整助成金の支給取消決定をした事例について、「公表するか否か」及び「告発するか否か」を判断するための基準の開示を求めている。

（2）本件は法5条6号柱書きに該当しない

柱書きの「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の意義は、当然のことながら、行政機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、支障の程度については、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されると解されている（総務省 詳解78頁，宇賀 新公開法逐条86頁，行政情報関連三法350頁）。

この点、裁判例等で、不開示が認められているものの多くは、個別具体的な事案における、調査の内容や、相談記録，調査方法，調査結果が記載されている文書であり，これらを開示した場合に，今後の同種の調査において，当事者や関係者らからの正確な事実の把握が困難になるおそれが認められるようなケースである（もちろん，このような情報で

も開示されているものもある)。

本件で審査請求人が求めているような、具体的な事例の情報ではない、行政の通達などの、内部の「方針」的なものに関する情報についての不開示を認めているのは、帰化条件の具備の有無などを調査する調査方法、調査事項、調査上の留意点などの情報や、上陸審査を実施するにあたっての目標、審査項目、不法在留の現状、不法在留者を削減するための上陸審査の具体的な方策及び留意点などの情報である。要するに、国籍の付与や国の出入国管理という国家にとって重要な事項について、今後、当該審査を受けようとする者がこれらの情報を悪用して虚偽の申請をする可能性がある場合にのみ認められている。

これを本件についてみると、審査請求人が求めているのは、「不正受給」の有無等に関する調査方法の内容や方針などではなく、既に調査で「不正受給」であることが決定した後に「公表するか否か」を決める基準である。開示されたとしても、今後の不正受給の調査において何ら悪用されるものではない。不正受給をする者が、あえて、公表の基準を確認してから不正受給をするはずもない。犯罪者が情状酌量を考えながら犯罪行為をするようなものであって、現実的ではない話である。

すなわち、仮に何らかの「おそれ」があるとしても、それは抽象的なものとどまり、かかる情報を開示することによる実質的な支障はない。

むしろ、不正受給の公表は、不正受給者に対する一種の罰則として行われるものであるから、罪刑法定主義の趣旨に基づけば、その適用基準は明らかにされるのが当然である。これを公表することによって、行政機関の恣意的な運用がなく公平な処分が行われていることなどが明らかになり、行政に対する信頼が上がるとともに、恣意的な運用がされないための抑止効果にもなるのである。

だからこそ、本年4月以降の不正事案の公表基準については、厚生労働省自身が積極的に開示しているのである。現在の基準は開示できるのに、過去の基準が開示できないというのは不合理である。

審査請求人が開示を求めている「告発するかどうかの基準」についても 上記と同様の理由から、不開示とされる内容ではない。

(3) 本件は法5条6号「イ」にも該当しない

「イ」の事務とは、事実を正確に把握し、その事実に基づいて、評価判断を加えて一定の決定を伴うような事務であると言われている。

事務支障の意義とは、「公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事案の把握が困難となったり、法令違反行為や妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽するなどのおそれ」がある

場合にのみ、不開示を許容するものである。

ここにおける「支障」の程度や、「おそれ」の程度も上記柱書きと同様であるとされている。

そして、本件要件については、不開示が認められているのは、個別具体的な事案についての調査内容や調査報告書、その結果である（もちろん、このような情報でも開示されているものもある）。単に「基準」そのものを開示請求しただけであるのに、「イ」を根拠にこれの開示を認めるものは審査請求人の調査した限りは存在しない。

特に、審査請求人が求めている「公表の基準」や「告発するかどうかの基準」というのは、上記に述べた通り調査によって不正受給が明らかになった後に、公表するかどうかという、いわば量刑評価類似の判断基準であるから、そもそも「事実を正確に把握し、その事実に基づいて、評価判断を加え」るような事務との関係性は薄い。また、公表するかどうかの基準自体が「法令違反行為や妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽するなどのおそれ」を生じさせるとは考えられない。

ましてや、これらの基準を開示したからと言って、今後の不正受給に関する調査について、「適正かつ公正な評価や判断の前提となる事案の把握が困難となったり」、不正受給そのものを「助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽するなどのおそれ」が高くなるとは言えない。仮に何らかのおそれを想像するとしても、それは抽象的な想像の域を出ないであろう。

（４）結論

以上の通りであり、本件決定は、法５条６号に違反しているから速やかに取り消されるべきである。

その上で、法の規定に基づいて、改めて開示の決定がなされるべきである。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は、令和５年１月２５日付け（同日受付）で、処分庁に対し、法３条の規定に基づき、「２０２０年１月以降、現在までの、雇用調整助成金の返還事例について、「貴省において作成された、不支給又は支給決定取消をした場合に、公表するか否か及び告発するか否かを判断するための基準が記載された文書」に係る開示請求を行った。

（２）これに対し、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年６月７日付け（同月８日受付）で、本件審査請求を提起した。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件対象文書について

審査請求人が開示を求める行政文書は、「雇用調整助成金の不支給又は支給決定取消をした場合に、公表するか否か及び告発するか否かを判断するための基準が記載された文書」である。当該公表及び告発に係る判断基準については、厚生労働省において策定し、都道府県労働局に示していたものであり、審査請求人が開示を求める本件対象文書は、都道府県労働局へ通達した、別紙に掲げる文書である。

(2) 原処分における不開示部分について

別紙に掲げる文書中、告発に係る判断基準及び不正受給の調査手法に係る記載等の一部を不開示としている。

(3) 不開示情報該当性について

法5条6号柱書き及びイの該当性について

本件対象文書のうち、告発に係る判断基準については、その具体的な内容が記載されている。不正受給は刑法246条の詐欺罪等に問われる可能性があるため、当該部分は、捜査機関に対し刑事告発を行う上で、積極的に司法処分に付すべき重大又は悪質な事案等について、その具体的な基準や着眼点等を明らかにした内容が記載されている。

このため、当該部分を公にした場合、現在告発や捜査対象となり得る事案が具体的に推測されることとなり、不正受給を行った事業主等が告発や捜査対象となることから逃れるため、あらかじめ証拠隠滅を図るなどの行動を誘発する可能性があり、不正受給に係る調査業務や捜査機関に対する刑事告発に係る資料作成業務に必要な事実関係の把握が困難となり、また、捜査機関との信頼関係も失うなど、悪質な不正受給者への対応業務の適切な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は法5条6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

また、本件対象文書のうち、不正受給の調査手法については、その具体的な手順や留意点等を明らかにした内容が記載されている。

このため、当該部分を公にすることにより、一部の者が申請書類や確認書類の改ざん、隠蔽を図る等、不正受給防止の円滑な実施を妨げる手段を講じ、不正手口をより巧妙に行うことで、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ、ひいては当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、これらの情報は法5条6号柱書

き及びイの不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の趣旨として「公表するか否か」及び「告発するか否か」の判断基準が記載されている部分を黒塗りにして開示した点を特に問題として主張しているが、「公表するか否か」については、本件で特定した行政文書に不開示部分はなく、令和5年3月13日付け厚生労働省発職0313第7号の行政文書開示決定通知書の不開示部分に誤りがあるものである。

また、審査請求人は「告発するか否か」の判断基準も不開示とされる内容ではない旨主張するが、上記(3)に記載のとおりであり、審査請求人の今後何ら悪用されるものではなく、実質的な支障はないという旨の主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和5年9月5日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同月20日 | 審議 |
| ④ | 令和6年7月18日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年11月8日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条6号柱書き及びイに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、雇用保険二事業に係る助成金の不正受給防止の措置、不正支給事案の発見に向けた措置及び発見後の対応及び不適正支給防止の措置についてとりまとめたマニュアル等を、厚生労働省から都道府県労働局へ通達したものであると認められる。

(2) 不開示情報該当性

ア 本件対象文書の不開示部分には、告発に係る判断基準について、その具体的な基準や着眼点等を明らかにした内容が記載されていることが認められる。

このため、当該部分を公にした場合、不正受給を行った事業主等が告発の対象から逃れるため、あらかじめ証拠隠滅を図るなどの行為を誘発することで、不正受給に係る調査業務や事実関係の把握が困難となるなどのおそれがあることが認められ、告発に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明は、否定できない。

したがって、当該部分は法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ また、本件対象文書の不開示部分には、不正受給の調査手法や着眼点、不正受給事案の対処に係る関係機関との連携や連絡体制等に関する部分について、その具体的な手順や留意点等を明らかにした内容が記載されていることが認められる。

このため、当該部分を公にした場合、申請書や確認書類の改ざん、隠蔽を図る等の行為を誘発し、不正な手口をより巧妙に行うことで、正確な事実の把握を困難にするなど、不正受給の調査及び不正受給事案の対処に支障が生じるおそれがあることが認められ、これらの事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明は、否定できない。

したがって、当該部分は法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

処分庁は、本件の令和5年3月13日付けの行政文書開示決定通知書において、不開示部分として「不正受給の公表基準」という文言を記載しているが、本件対象文書において不開示とした部分に即して行政文書開示決定通知書の記載を行うよう、今後適切に対応することが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同号イについて判断するまでもなく、妥当である。

(第3部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙

本件対象文書

令和元年５月２４日付け職発０５２４第３号・雇均発０５２４第１号・開発
０５２４第９号「「雇用保険二事業助成金等不正受給・不適正支給防止マニ
ュアル（第六版）」の通知について」